別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

1　業務を確実に実施することができる体制

2　業務に従事する者の実務経験等

注1　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注3　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。